

平成30年度の和歌山県国民健康保険特別会計の決算状況について

令和元年7月4日

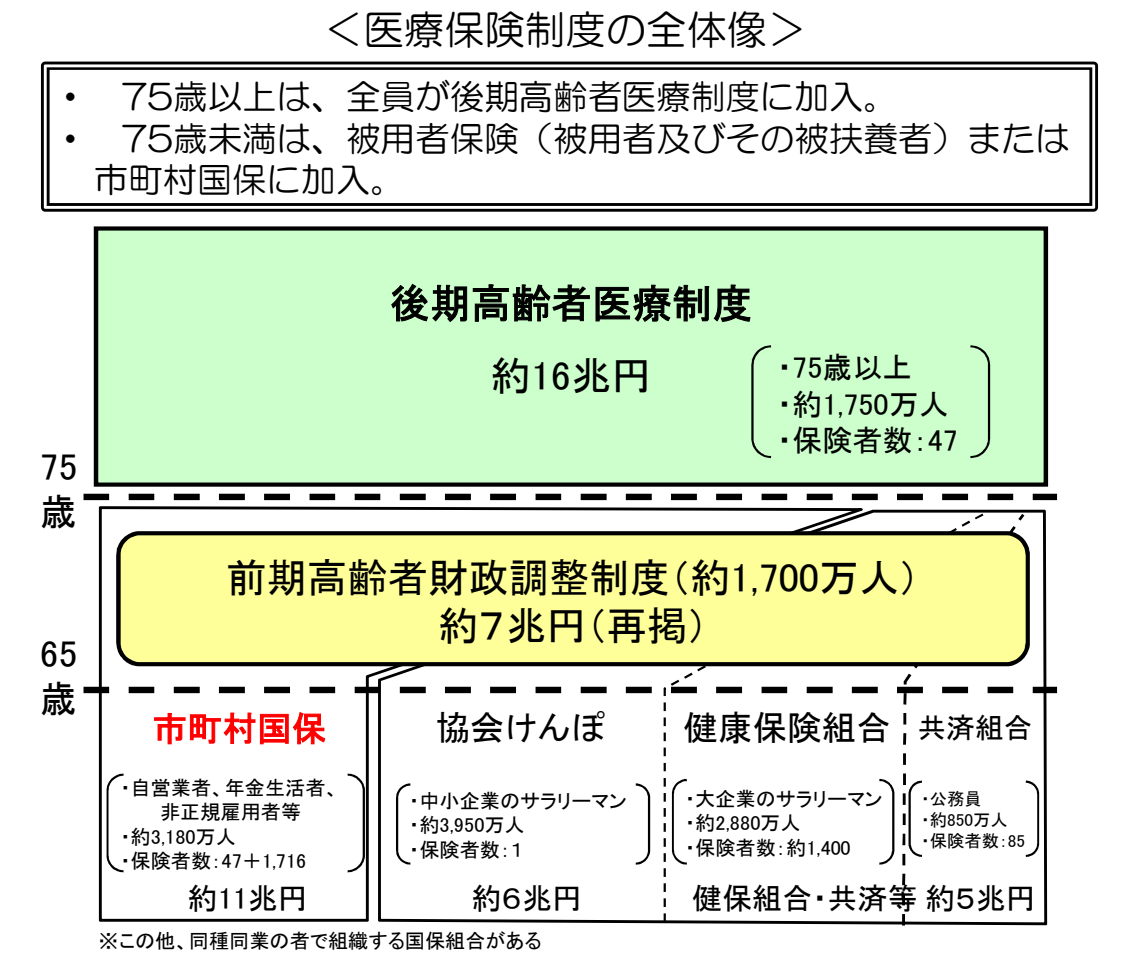
和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

国民健康保険財政について

市町村国保の概要

(※)厚生労働省資料

- 市町村国保は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民を被保険者とする事で、「国民皆保険」を支える仕組みである。
- 保険者：都道府県及び市町村（47+1,716。平成30年度以降の姿であり、それ以前は市町村のみ）
- 被保険者数：約3,182万人（平成28年3月末）
 - ※ 昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
 - ※ 平均年齢：52.3歳（平成28年9月末）
- 保険料：全国平均で、一人当たり年額8.4万円（平成27年度。介護納付金分は含まない。）
 - ※ 実際の保険料率は、各市町村がそれぞれの実情を踏まえて定めている。



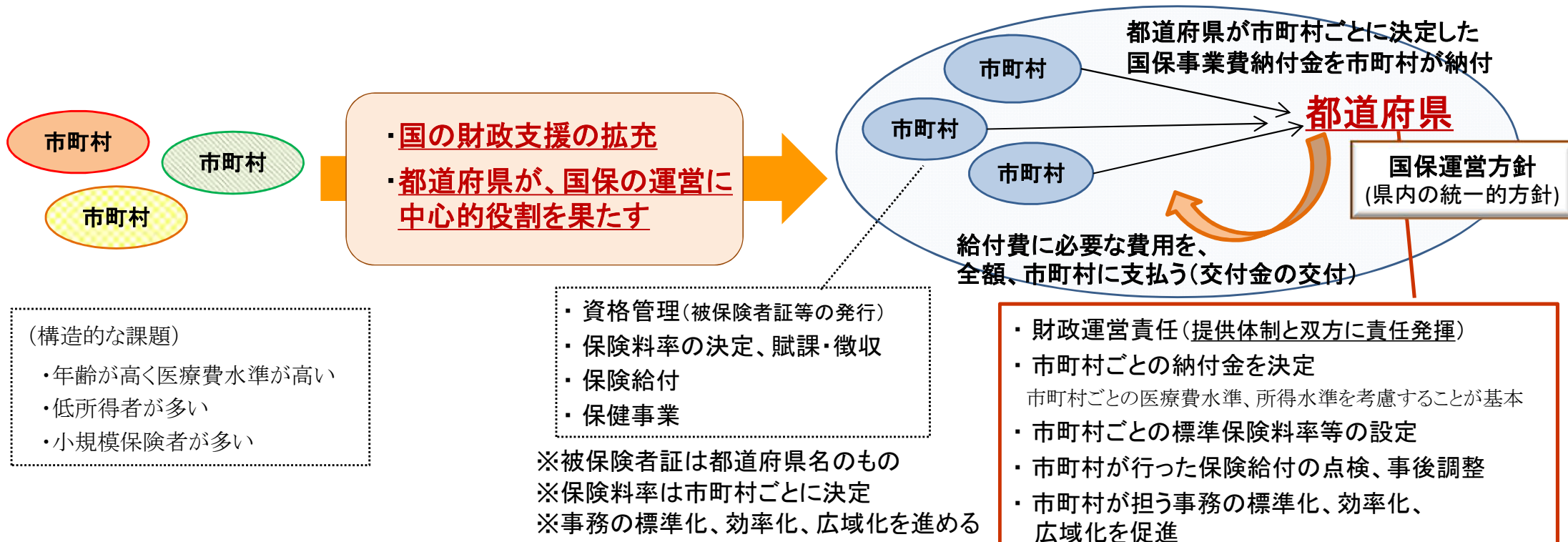
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革の方向性

1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
----------------------	---

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<p>財政運営の責任主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	<p>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</p> <p style="text-align: right;">※4. と5. も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行) ※被保険者の住所要件は都道府県単位
4. 保険料の決定 賦課・徴収	<p>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	<p>市町村に対し、必要な助言・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

医療給付費等総額： 約111,800億円
(赤字は国保改革による変更点)

市町村への地方財政措置：1,000億円

保険者努力支援制度

○ 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。
※4 予算額：約670億円

特別高額医療費共同事業

○ 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 予算額：60億円

高額医療費負担金

○ 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担
事業規模：3,600億円

保険者支援制度

○ 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
事業規模：2,600億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

○ 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模：4,500億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)

財政安定化支援事業

保険者努力支援制度

特別高額医療費共同事業

高額医療費負担金

保険料

(27,000億円)

法定外一般会計繰入
約2,500億円 ※2

保険者支援制度

保険料軽減制度

調整交付金(国)

(9%)※1

8,200億円

定率国庫負担

(32%)※1

23,000億円

都道府県繰入金

(9%)※1

6,400億円

前期高齢者交付金

36,400億円

※3

公費負担額

国計： 34,200億円

都道府県計： 11,400億円

市町村計： 1,700億円

調整交付金(国)

○ 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。

○ 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

前期高齢者交付金

○ 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

財政安定化基金

○ 貸付・交付分(2,000億円)
給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、都道府県に基金を設置し、都道府県・市町村に対して貸付・交付を行う。

○ 激変緩和分(300億円)
平成35年度までの間、新制度の円滑な施行に必要な資金として活用可能。

50%

50%

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

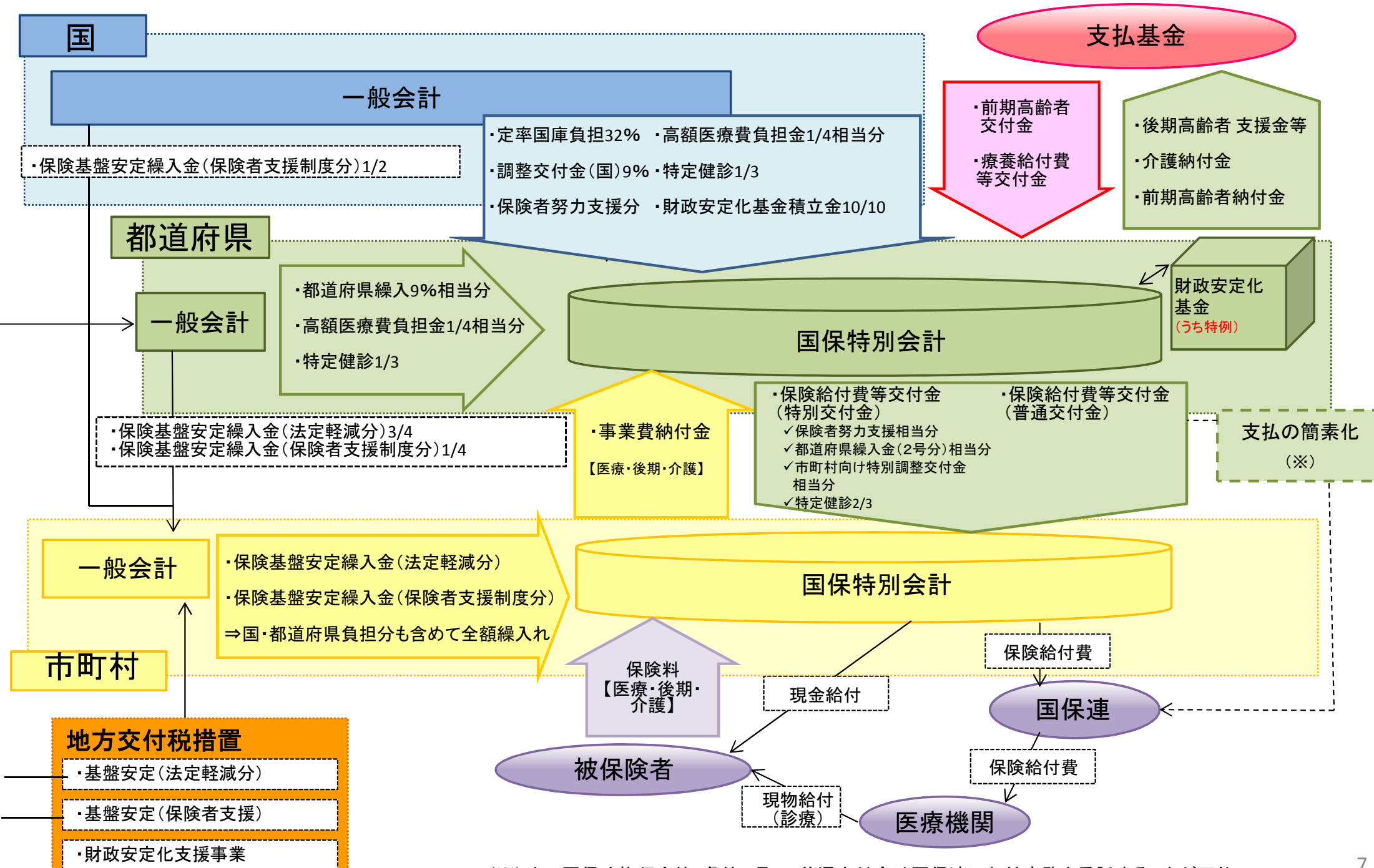
※2 平成28年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

※4 別途、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち170億円を活用

都道府県単位化後の国保財政の基本的な枠組み

(※)厚生労働省資料



(※)改正国保法施行令第6条第8項で、普通交付金は国保連に収納事務を委託することが可能。

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

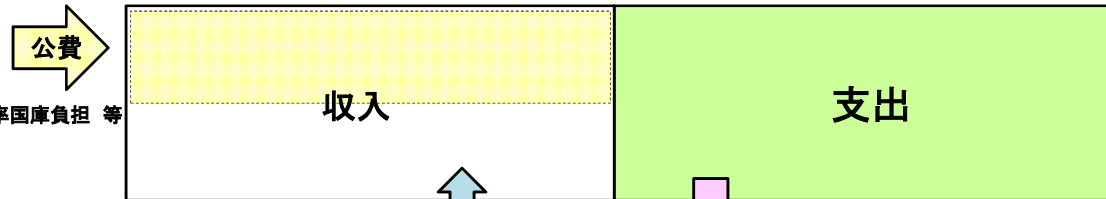
⇒ 都道府県は、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、市町村の健全な運営に資するようキャッシュフローを確保。

※必要以上に黒字幅や繰越金を留保することがないよう市町村の財政状況を見極めつつ、バランスの良い財政運営。

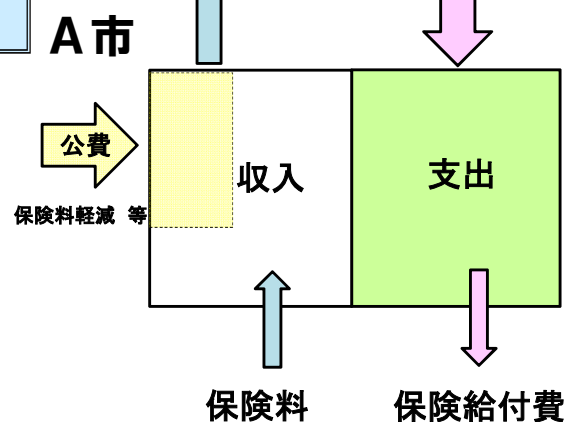
○ 市町村は、国保財政を持続的・安定的に運営していくため、原則として必要な支出は、公費や保険料、都道府県からの保険給付費等交付金で賄われることにより、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図る。

※市町村は、国保特別会計に新たな赤字が発生した場合、国保が短期保険であることに鑑み、速やかに赤字の削減・解消を図る。

都道府県の国保特別会計



市町村の国保特別会計



①普通交付金
保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付

②特別交付金
災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

●都道府県国保特別会計【歳出】国提示科目例(※款のみ抜粋)

款	款名称	款	款名称
01	総務費	08	保健事業費
02	保険給付費等交付金	09	基金積立金
03	後期高齢者支援金等	10	公債費
04	介護納付金	11	諸支出金
05	病床転換支援金等	12	繰出金
06	共同事業拠出金	13	予備費
07	財政安定化基金支出金		

●都道府県国保特別会計【歳出】組替例

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業目名称
01	国民健康保険事業費	01	国民健康保険事業費	01	国民健康保険運営費	保険給付費等交付金
						後期高齢者支援金等
						前期高齢者納付金等
						介護納付金
						病床転換支援金等
						共同事業拠出金
						繰出金
						財政安定化基金支出金
						基金積立金
		02	総務費		総務管理費	
		03	予備費		予備費	

○ 都道府県及び市町村の予算科目例は、平成29年10月30日付け国保課長通知「国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱」で提示。

○ 各自治体が定める他の特別会計の款項目の設定状況や、予算科目流用の実施を勘案したうえで、国が示している科目例とは異なる科目に適宜組替を行うことも可能。ただし、年報(B表:収支報告)様式は、国が示した科目例に準拠。

平成30年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて

平成30年度県国保特会の決算状況について

○概要

- ・決算見込額：（別紙【資料1-1】を参照）
 【歳出】 1,017億30百万円
 【歳入】 1,032億32百万円
 ⇒約15億円の繰越金が発生見込み

○詳細

<歳入>

- ①【国保事業費納付金】・・・308.1億円
⇒平成29年度に市町村に提示済みの金額
- ②【国庫負担金】
 - ②-1：療養給付費等負担金・・・209.3億円
⇒国への実績報告作業中であるため、現時点の交付決定額を記載。
実績報告に基づき、交付済額の返還が発生する見込み。
（返還額は未定、秋頃判明予定）
 - ②-2：高額医療費負担金・・・7.1億円
⇒高額医療負担金のうち、国が負担する割合（4分の1）についての負担金。
 - ②-3：特別高額共同事業負担金・・・0.6億円
 - ②-4：特定健診等負担金・・・1.3億円
⇒特定健康診査・特定保健指導に要する費用のうち、国が負担する割合（3分の1）についての負担金。

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳入>

③【国庫補助金】

調整交付金

③-1：普通調整交付金・・・85.7億円

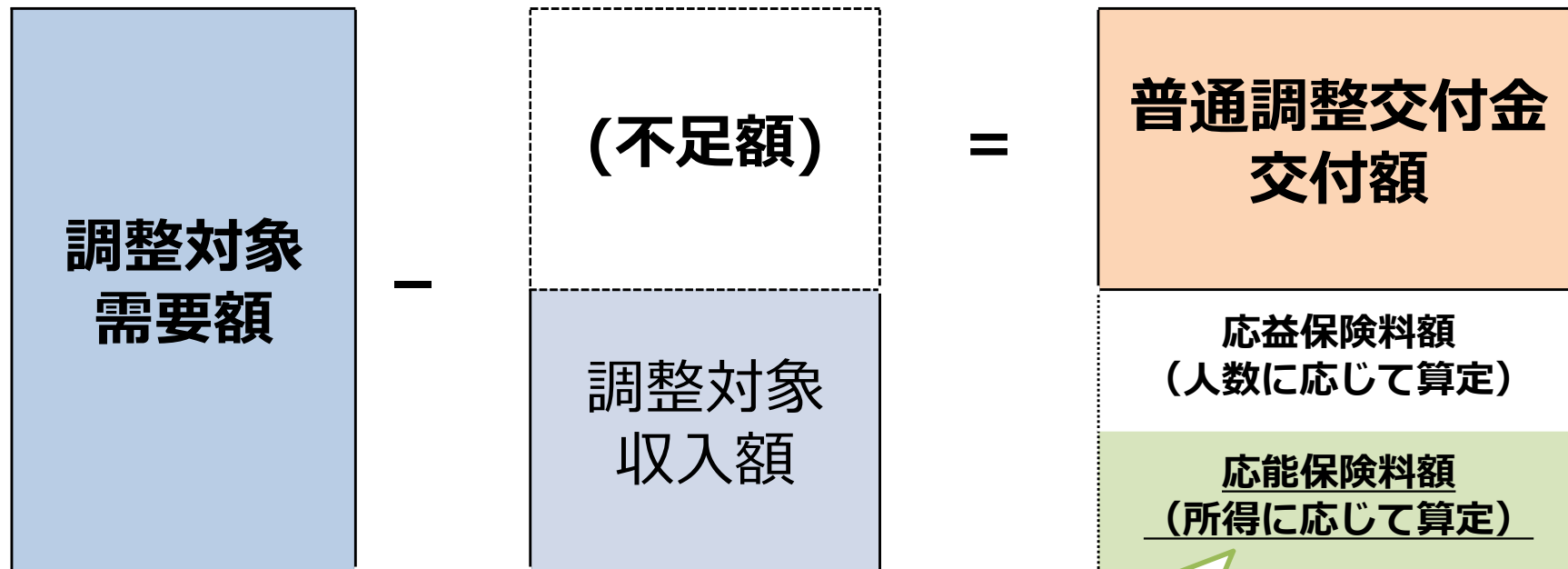
現計予算額（納付金算定時）に比べて所得が増加したこと等により、普通調整交付金の交付額が減少（現計予算額：94億円）

（ご参考）普通調整交付金に関する主な指標（単位：円）

	納付金算定時（確定計数）		交付実績	
	H28普調実績	1人当たり	実績報告額	1人当たり
調整対象需要額				
（医療分）	23,122,309,000	83,693	20,933,835,000	82,082
（後期分）	7,971,062,000	28,852	7,373,839,000	28,913
（介護分）	3,156,386,000	31,766	2,931,647,000	33,671
基準総所得				
（医療分）	121,228,413,000	438,798	121,775,468,000	477,485
（後期分）	121,712,084,000	440,548	119,751,273,000	469,548
（介護分）	57,176,512,000	575,419	52,864,532,000	607,164

平成30年度県国保特会の決算状況について

(ご参考) 普通調整交付金の算定方法概要



調整対象収入額は人数（被保険者数）と所得に応じて算出されるため、1人当たり所得が増加すれば、普通調整交付金の交付額は減少する。

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳入>

- ③-2：特別調整交付金・・・17.2億円
普通調整交付金が、納付金算定時に比べて交付額が減少した一部が「やむを得ないと認められる特別な事情」として追加交付（4.3億円）されたことにより、現計予算額より増加。
- ③-3：保険者努力支援制度交付金・・・4.9億円
- ③-4：財政安定化基金補助金・・・2.7億円
⇒国民健康保険財政安定化基金のH30年度積み増し分
- ④【療養給付費等交付金】・・・6.5億円
実績報告が未のため、現時点での交付決定額で記載
⇒実績報告に伴い、市町村との精算が生じる際の方法は別途検討
- ⑤【前期高齢者交付金】・・・322.7億円
- ⑥【特別高額共同事業交付金】・・・1.0億円
⇒現計予算額（納付金算定時の国提示額・1.1億円）と実績との差額

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳入>

⑧【県一般会計繰入金】

⑧-1：特定健診等負担金・・・1.3億円

⇒特定健康診査・特定保健指導に要する費用のうち、都道府県が負担する割合（3分の1）についての繰出。

⑧-2：保険給付費等交付金・・・55.2億円

県繰入金（保険給付費等交付金分）

保険給付費等の算定対象額のうち、9%を県一般会計から国保特別会計へ繰り入れるもの。

実績に基づき繰入額を確定したことにより、現計予算（納付金算定時）に比べて9,600万円の減少

⑧-3：高額医療費負担金・・・7.1億円

⇒高額医療負担金のうち、都道府県が負担する割合（4分の1）についての繰出。

⑧-4：その他・・・195万円

⇒一般管理費・国保連負担金等にかかる一般会計から国保特別会計への繰出。

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳入>

⑨【基金繰入金】

⑨-1：財政安定化基金繰入金（県取崩分）

- ・ 保険給付費等交付金（普通交付金）の増加を見込み、財源不足分（1.1億円）について、基金取崩額を現計予算で計上
- ・ 保険給付費等交付金（普通交付金）の支出が見込みよりも抑制されたことから、基金取崩は不要となった。

⑨-2：特例基金繰入金・・・1.5億円

保険者努力支援制度の都道府県分財源として、財政安定化基金の特例分（財政基盤強化分）を充当（国の予算編成方針による）

<ご参考>

和歌山県国民健康保険財政安定化基金の保有状況（H31.3末）

（単位：億円）

	H29からの繰越	H30増減	H30末残高	内容
財政安定化基金事業分	15.4	2.7	18.1	給付の増加や保険料の収納不足による財源不足に対応
特例基金事業分	7.2	-1.5	5.7	
激変緩和分	2.7	0.0	2.7	都道府県化に伴う保険料の激変緩和のための財源
財政基盤強化分	4.5	-1.5	3.0	国保制度改革の円滑な施行のために必要な資金のための財源
合計	22.6	1.2	23.8	

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳出>

- ①【保険給付費等交付金（普通交付金）】・・・791.9億円（【資料1-2】参照）
⇒現計予算額（811.0億円）に対し、保険給付費の伸びが見込みよりも抑制されたため、決算では約19億円の減少
- ②【保険給付費等交付金（特別交付金）】・・・20.8億円
⇒現計予算では、各市町村より報告のあった国特調見込値を反映。
決算では、国特調・県繰入金分ともに確定値

<特別交付金の内訳>

特別交付金の種類	(県)繰入金2号分	(国) (県) 特定健診等負担金	(国) 特別調整交付金				合計
			災害その他特別の事情	直営診療施設整備	市町村保健事業	保険者努力支援分	
金額(億円)	6.2	2.6	7.9	0.1	1.0	3.0	20.8
内容	県の一般会計から繰り入れる財源のうち、市町村へ交付されるメニューの分	特定健診・保健指導の実施に要した国・県の負担分	国の特別調整交付金のうち、各市町村分に交付されるメニューの分(右記除く)	特別調整交付金のうち、直営診療施設整備事業に要した費用	特別調整交付金のうち、市町村の保健事業	保険者努力支援制度に基づく市町村への交付金	

平成30年度県国保特会の決算状況について

<歳出>

- ③【介護納付金】・・・55.7億円
- ④【前期高齢者納付金】・・・0.6億円
- ⑤【後期高齢者支援金】・・・144.4億円
⇒いずれも社会保障診療報酬支払基金より決定のあった額。

- ⑥【一般管理費】 【保健事業支援費】 【国保連合会負担金】 【国保運営協議会費】
⇒これらの事業の合計で約350万円の支出
(事業費として支出)

- ⑦【特別高額共同事業費拠出金】 【同・負担金】・・・合計9,967万円
⇒国保中央会より決定のあった額

- ⑧【財政安定化基金積立金】・・・2.7億円
⇒財政安定化基金の国費による積み増し（歳入③-4）及び運用益

平成30年度県国保特会の決算状況について

○留意事項

- ・繰越金について：

県国保特会全体では、約15億円の繰越金が発生。

一方、平成30年度分に関して、令和元年度に返還等が発生する項目として、

- 療養給付費等負担金の、県→国への返還（金額未定、秋頃判明予定）
- H31年2月診療分確定に伴う普通交付金の再確定による市町村からの返還（約1.7億円）

があるため、令和2年度の納付金算定における繰越金（納付金の減算項目）の規模及びその処理方法については、納付金算定額とともに提示の予定。

